

(別紙)

### 食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）・（加工食品）（略）</p> <p>（生鮮食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）食品表示基準別表第24に定めるもの</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 鶏の殻付き卵に関する事項</p> <p>ア～エ（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 表示の方式</p> <p><u>（1）容器包装に入れられた生鮮食品の表示</u></p> <p><u>生鮮食品の表示については、一部の事項を除き容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。以下同じ。）の見やすい箇所に表示することとされているが、容器包装の形状等により当該包装に直接表示することが困難な場合は、以下の箇所への表示をもって、容器包装への表示に代えることができることとする。</u></p> <p><u>① 透明な容器包装に包装されている等、必要な表示事項が外部から容易に確</u></p>	<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）・（加工食品）（略）</p> <p>（生鮮食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）食品表示基準別表第24に定めるもの</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 鶏の殻付き卵に関する事項</p> <p>ア～エ（略）</p> <p><u>オ 食品の表示については、容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。以下同じ。）の見やすい箇所に表示することとされているが、透明な容器に包装されている鶏の殻付き卵については、当該容器包装に内封されている表示書により、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあつては、当該表示書により表示を行っても差し支えない。</u></p> <p><u>カ 鶏の殻付き卵の名称については、省略できることとしたが、ダンボール箱等外部から確認できない容器包装にあつては、名称を表示することが望ましい。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 表示の方式</p> <p><u>（新設）</u></p>

認できる場合にあつては、当該容器包装に内封されている表示書

② 容器包装に結び付ける等、当該容器包装と一体となっている場合にあつては、当該容器包装に結び付けられた札、票せん、プレート等

(2) 添加物表示

加工食品に係る記述を参照すること。

(3) 別添 添加物 1－6 の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物を使用した旨の表示について

ばら売り等により販売される別添 添加物 1－6 の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物を規格基準の第 2 添加物の部 F 使用基準に従い使用した食品の表示については、以下のいずれかの方法により表示すること。

- ① 値札若しくは商品名を表示した札、又はこれらに近接した掲示物に表示する。
- ② 陳列用容器に表示する。
- ③ その他消費者等が容易に識別できるような方法で表示する。

4 (略)

(添加物)

1 義務表示事項

(1) 名称

- ① (略)
- ② 製剤である添加物にあつては、原則として次のいずれかの名称を表示する。
  - ア (略)
  - イ 製剤である旨を表示できる文字を付した主要成分を表す名称を表示する。その主要成分は規則別表第 1 に掲げる添加物にあつては規則別表第 1 の名称、その他の添加物にあつては名簿に掲げる名称又は別添 添加物 2－1 に掲げる品名を使用する。

(例) エリソルビン酸製剤、カンゾウ抽出物製剤等

③ (略)

(2)～(7) (略)

2・3 (略)

(附則) (略)

別添 添加物 1－1 簡略名又は類別名一覧表～別添 栄養成分等の分析方法等 (略)

(1) 添加物表示

加工食品に係る記述を参照すること。

(2) 別添 添加物 1－6 の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物を使用した旨の表示について

ばら売り等により販売される別添 添加物 1－6 の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物を規格基準の第 2 添加物の部 F 使用基準に従い使用した食品の表示については、以下のいずれかの方法により表示すること。

- ① 値札若しくは商品名を表示した札、又はこれらに近接した掲示物に表示する。
- ② 陳列用容器に表示する。
- ③ その他消費者等が容易に識別できるような方法で表示する。

4 (略)

(添加物)

1 義務表示事項

(1) 名称

- ① (略)
- ② 製剤である添加物にあつては、原則として次のいずれかの名称を表示する。
  - ア (略)
  - イ 製剤である旨を表示できる文字を付した主要成分を表す名称を表示する。その主要成分は規則別表第 1 に掲げる添加物にあつては規則別表第 1 の名称、その他の添加物にあつては厚生労働大臣が定める名称を使用する。

(例) エリソルビン酸製剤、カンゾウ抽出物製剤等

③ (略)

(2)～(7) (略)

2・3 (略)

(附則) (略)

別添 添加物 1－1 簡略名又は類別名一覧表～別添 栄養成分等の分析方法等 (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第1～第3 (略)

別表1 特定原材料の範囲

特定原材料等	分類番号 (1)	分類番号 (2)	大分類	中分類	小分類
(略)					
乳 分類は食品衛生法乳等省令に準じる牛乳及びチーズを含む			乳	(略)	
			乳製品	クリーム	
			〃	(略)	
			〃	濃縮ホエイ	
			〃	(略)	
			〃	クリームパウダー	
			〃	ホエイパウダー	
		〃	たん白質濃縮ホエイパウダー		
		〃	(略)		
			乳又は乳製品を主原料とする食品		
ゼラチン					

別表2 特定原材料等由来の添加物についての表示例

1 特定原材料

特定原材料の名称	区分	添加物名	特定原材料の表示	備考
(略)				
小麦	(略)			
	一般飲食物添加物	グルテン コムギ抽出物	グルテン(小麦由来) コムギ抽出物	名称に「小麦」があるため、特

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第1～第3 (略)

別表1 特定原材料の範囲

特定原材料等	分類番号 (1)	分類番号 (2)	大分類	中分類	小分類
(略)					
乳 分類は食品衛生法乳等省令に準じる牛乳及びチーズを含む			乳	(略)	
			乳製品	クリーム <u>(乳製品)</u>	
			〃	(略)	
			〃	濃縮ホエイ <u>(乳製品)</u>	
			〃	(略)	
			〃	クリームパウダー <u>(乳製品)</u>	
			〃	ホエイパウダー <u>(乳製品)</u>	
		〃	たん白質濃縮ホエイパウダー <u>(乳製品)</u>		
		〃	(略)		
			乳又は乳製品を主原料とする食品		
ゼラチン					

別表2 特定原材料等由来の添加物についての表示例

1 特定原材料

特定原材料の名称	区分	添加物名	特定原材料の表示	備考
(略)				
小麦	(略)			
	一般飲食物添加物	グルテン コムギ抽出物	グルテン(小麦由来) コムギ抽出物	名称に「小麦」がある <u>ので</u> 、特

				定原材料等の表示は不要
そば	既存添加物	(略) ルチン(抽出物)(ソバ全草抽出物)	ルチン(抽出物)(そば由来) ソバ全草抽出物	名称に「そば」があるため、特定原材料等の表示は不要
			フラボノイド(そば由来) ルチン(そば由来)	
卵	既存添加物	(略) 未焼成カルシウム(卵殻未焼成カルシウム)	卵殻未焼成カルシウム 卵殻Ca 卵殻カルシウム	名称に「卵」があるため、特定原材料等の表示は不要
			未焼成カルシウム(卵由来) 未焼成Ca(卵由来)	
		卵黄レシチン	レシチン(卵由来) 卵黄レシチン(卵由来)	
		リゾチーム	乳化剤(卵由来) リゾチーム(卵由来) 卵白リゾチーム(卵由来)	
		(略)	酵素(卵由来)	
(略)				

2 (略)

別表3 (略)

別添 アレルゲンを含む食品の検査方法 (略)

別添 機能性表示食品

第1 総論

1~5 (略)

				定原材料等の表示不要
そば	既存添加物	(略) ルチン(抽出物)(ソバ全草抽出物)	ルチン(抽出物)(そば由来) ソバ全草抽出物(そば由来)	
			フラボノイド(そば由来) ルチン(そば由来)	
卵	既存添加物	(略) 未焼成カルシウム(卵殻未焼成カルシウム)	卵殻未焼成カルシウム 卵殻Ca 卵殻カルシウム	名称に「卵」があるため、特定原材料等の表示不要
			未焼成カルシウム(卵由来) 未焼成Ca(卵由来)	
		卵黄レシチン	レシチン(卵由来) 卵黄レシチン	
		リゾチーム	乳化剤(卵由来) リゾチーム(卵由来) 卵白リゾチーム	
		(略)	酵素(卵由来)	
(略)				

2 (略)

別表3 (略)

別添 アレルゲンを含む食品の検査方法 (略)

別添 機能性表示食品

第1 総論

1~5 (略)

## 6 届出資料を作成するに当たっての留意事項

届出をしようとする者は、機能性表示食品制度届出データベース（以下「届出データベース」という。）にログインし、必要事項の入力及び資料の添付をして消費者庁長官に届け出ること。その際、次の留意事項に注意し、誤りのないよう記載すること。

(1)・(2) (略)

### (3) 生産・製造及び品質の管理に関する情報

機能性表示食品の届出に当たっては、生産・製造における衛生及び品質の観点から、安全性を確保していることを説明する資料として(i)生産・製造及び品質管理の体制、(ii)食品中の機能性関与成分等の分析の資料が必要となる。

この項目において示した生産・製造及び品質管理の体制については、実施されていなければ、機能性の表示ができないというのではなく、実施の有無を明らかにし、消費者の食品の選択に資する情報と位置付けるものである。一方、サプリメント形状の加工食品については、適正製造規範（GMP）に基づく製品管理が強く望まれる。

機能性関与成分の分析については、原則として第三者の分析機関での成績書を届出資料に添付する。

(4)～(7) (略)

## 第2 表示事項及び表示の方法

### 1 (略)

### 2 科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性

(1) (略)

(2) また、機能性を表示するに当たっては、以下の点についても具体的に表示すること。

①・② (略)

③ 生鮮食品については、機能性が報告されている一日当たりの機能性関与成分の量に占める割合を表示してもよい。

(例)「本品にはA（機能性関与成分）が含まれ、Aを▲mg/日摂取すると、Bの機能がある（機能性）ことが報告されています。本品を○個食べると機能性が報告されている一日当たりの機能性関与成分の量の△%を摂取できます。」

※ △については、1日当たりの機能性関与成分の量の50%以上の値

## 6 届出資料を作成するに当たっての留意事項

届出をしようとする者は、機能性表示食品制度届出データベース（以下「届出データベース」という。）にログインし、必要事項の入力及び資料の添付をして消費者庁長官に届け出ること。その際、次の留意事項に注意し、誤りのないよう記載すること。

(1)・(2) (略)

### (3) 生産・製造及び品質の管理に関する情報

機能性表示食品の届出に当たっては、生産・製造における衛生及び品質の観点から、安全性を確保していることを説明する資料として(i)生産・製造及び品質管理の体制、(ii)食品中の機能性関与成分等の分析の資料が必要となる。

この項目において示した生産・製造及び品質管理の体制については、実施されていなければ、機能性の表示ができないというのではなく、実施の有無を明らかにし、消費者の食品の選択に資する情報と位置付けるものである。一方、サプリメント形状の加工食品については、適正製造規範（GMP）に基づく製品管理が強く望まれる。

機能性関与成分の分析については、原則として第三者の分析機関での成績書を届出書に添付する。

(4)～(7) (略)

## 第2 表示事項及び表示の方法

### 1 (略)

### 2 科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性

(1) (略)

(2) また、機能性を表示するに当たっては、以下の点についても具体的に表示すること。

①・② (略)

(新設)

(削除)

3 (略)

4 一日当たりの摂取目安量

「一日当たりの摂取目安量」と冠し、消費者庁長官に届け出た内容を表示する。その際、「一日摂取目安量」と簡略して表示すること、「一日当たり〇gを目安にお召し上がりください。」等の文章で表示することを可能とする。

なお、生鮮食品においては、1個、1切れといった表示をする場合、個体差があり一定しないことも考えられるため、グラム表示を併記してもよい。また、表示しようとする機能性について、機能性が報告されている一日当たりの機能性関与成分の量に占める割合を記載する場合は、「〇個（機能性が報告されている一日当たりの機能性関与成分の量の△%を摂取できます。）」と表示する必要がある。

※ △については、1日当たりの機能性関与成分の量の50%以上の値

5～10 (略)

第3 (略)

別添 バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)

(3) 以上については、生鮮食品も同様とする。

3 (略)

4 一日当たりの摂取目安量

「一日当たりの摂取目安量」と冠し、消費者庁長官に届け出た内容を表示する。その際、「一日摂取目安量」と簡略して表示すること、「一日当たり〇gを目安にお召し上がりください。」等の文章で表示することを可能とする。

なお、1個、1切れといった表示をする場合、生鮮食品にあつては個体差があり、一定しないことも考えられるため、グラム表示を併記してもよい。

5～10 (略)

第3 (略)

別添 バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)